

掲載日	令和6年7月23日（火）
担 当	島根県 土木部 道路維持課 実原
TEL	0852-22-5187
メール	douroiji@pref.shimane.lg.jp

県道 大社日御碕線の道路崩落による全面通行止めについて（第二報）

令和6年7月9日（火）に道路崩落し、全面通行止めとなっている箇所において、現地の測量結果を踏まえ、私有地を活用した、緊急車両等に限定して通行が可能となる措置を行いますので、お知らせします。

今回の措置は、地権者様のご厚意、ご協力により行うことができるものであり、地権者様に対して、県として改めて感謝を申し上げます。

1. 措置の概要

- ・樹林地・畑となっている箇所に鉄板を敷き、出雲市があらかじめ指定する緊急車両等に限定して通行を可能とする措置を行います。7月末頃の通行開始を予定しています。

※ルート上に勾配が急な箇所、幅員が狭い箇所があるため、一般車の通行はできません。救急や燃料運搬等の市が指定する緊急車両等に関り通行可能とするものです。具体的な指定車両の運用は、出雲市災害対策本部で現在検討中です。なお、勾配の緩和等により通行できる緊急車両の種類を増やす（ゴミ収集車などの重量の重い車）ため、大社側において暫定的な坂路の設置も並行して進めます。

2. 今後の対応

- ・一般車両が通行可能な仮設迂回道路の整備については、土質調査の結果等を踏まえて検討を進めている段階であり、調査や検討が整い次第、改めてお知らせします。

なお、工事の設計や施工にあたっては、災害協定に基づき、災害発生直後より（一社）島根県測量設計業協会、（一社）島根県出雲地区建設業協会の皆様にご協力いただいております、ご尽力に感謝申し上げます。

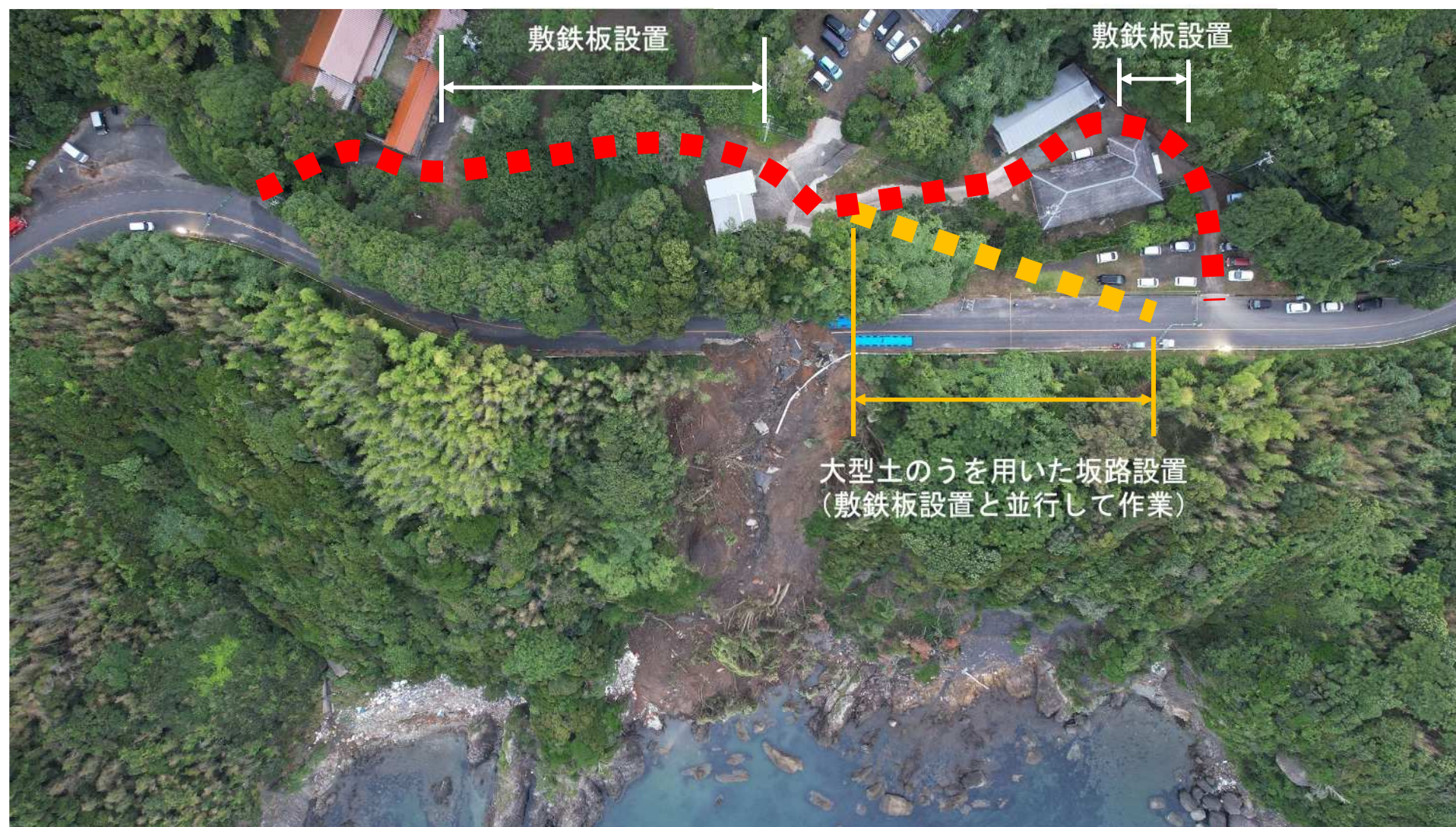


図. 緊急車両等に限定して通行が可能となる措置のイメージ